

松川町定例農業委員会議事録 第2回（5月）

1 開催日時 令和7年5月23日（金） 16:00 ～ 17:30

2 開催場所 松川町役場 協議会室

3 出席委員 15人

会 長 1 番 松下（敏）

会長代理 17 番 北沢

委 員 2 番 大場（健） 3 番 米山（広） 4 番 大澤

5 番 佐々木 6 番 牛久保 7 番 米山（孝）

8 番 齊藤 9 番 古谷

11 番 下澤 12 番 竹村 13 番 大場（武）

14 番 池田 15 番 赤羽目

4 議事日程

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第3号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

・利用権設定（ 7 件）

・所有権移転（ 2 件）

5 農業委員会事務局職員

課長 下井

係長 小沢

主任 中村

6 会議の概要

(1) 開会 一下井課長 開会—

(2) 会長挨拶 ー松下（敏） 会長挨拶ー

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 12 番 竹村 委員 13 番 大場（武） 委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1 番 上片桐 1 筆 316 m² 畑 所有権移転 野菜類

○佐々木委員

場所は、松川高校北、田島駅へ行く道路の途中にあります。約50年前に、譲受人の父が、譲渡人の父から土地を買ひ、この中は宅地にして家を建てたのですが、残りを農地として、そ

の譲受人の父が野菜を作っていました。譲受人の一家は農家ではなかったため、農地を買うことができず宙ぶらりんのままで来ていましたが、今回、譲渡人の父が亡くなったことを機に、相続をして、制度も変わったため、この機会に権利移転ができるかもしれないということで、この話が出てきました。宅地にする予定がないことも確認しており、野菜を作るということなので、特に問題はないと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、2番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

2番 生田 1筆 328 m² 田 所有権移転 野菜類

○米山（孝）委員

場所は、生田郵便局から北東に向け150mほど進んだところです。譲渡人、譲受人の先代の頃から少し話が出ていたようですが、今回、譲渡人が相続したところ、農業をする予定もないということで、付近に住む譲受人との売買の話となりました。申請地は湿地であり現在は緑地になっておりますが、譲受人が野菜を作るということで、現地も確認し、特に問題はないと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、3番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

3番 大島 1筆 294 m² 畑 所有権移転 野菜類

○北沢委員

場所は、県道から、松川と高森の境の川を西側に上っていったところの三角の農地です。また後ほど5条で出てきますけれども、譲受人、増野地区で共同経営をしており、飯田のアパートから毎日農地に通っております。今回、住宅用地の取得と併せ、譲渡人の希望で、この三角の農地を管理して欲しいということで、今回の取得に至ったようです。問題ないと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、4 番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

4 番 生田 1 筆 3,725 m² 畑 所有権移転 芋類

○下澤委員

場所は、中山地籍になりますが、梅松苑がありまして、県道 22 号線を挟み反対側の山の中が今度の該当する場所になります。上に細い道路がいくらか見えておりますが、そこから下りてくる道が唯一の道で、下からはもう上って入れないような状態です。譲渡人は、譲受人のおじにあたります。ここ 4～5 年どうも手が入ってないようで、だいぶ荒れてしまい竹やぶとなっているような状況です。こういった土地はゴミの捨て場所になってしまう心配もありますが、譲受人の方の素性を見ますと、しっかり管理いただける方だと思っています。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、5 番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

5 番 生田 2 筆 計 515 m² 畑 所有権移転 梅

○下澤委員

場所は、峠の地籍、県道 22 号線から入っていったところになります。恐縮ですが、私も現地確認で初めて行ったぐらいのところになります。申請地付近に拠点があった宗教団体が、生田から東京に拠点が移ることになったのですが、申請地を地元の方が譲り受けるということになりました。地元の土地ですので、近所の方が取得されるということで地元の人たちも喜んでいるような状況です。問題ないと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第 1 号は以上です。

議案第 2 号

農地法第 5 条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1 番 元大島 7 筆 計 18,979 m² 田 賃借権設定 資材置場・ズリ置場・管理事務所
(一時転用)

本日大島委員欠席ということで原稿をお預かりしておりますので、代読させていただきます。場所は浄化センターから西に 200m ほど進んだ箇所になります。今回中央新幹線南アルプストンネルの工事の残土を活用して道路の造成工事を行うため、申請地を一時転用し、資材置き場釣り仮置き場、仮設事務所とする計画です。一時転用期間は 3 年間です。地元の方からの声もあり、また一時転用のルールもありまして、申請者はこの 3 年間という期間は厳守するということでこの事業完了後は原状復帰することを確認しています。また、立ち入り禁止措置として、周囲に資材が流出することを防止する措置として、周囲には囲いを設けます。排水に関しては地下浸透、また既存排水路への排水ということで地元の水利組合さんの同意も得ています。周囲の地権者の方、耕作者の方から全員同意を得ており、問題ないと判断されたということです。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、2 番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

2 番 元大島 1 筆 53 m² 畑 所有権移転 住宅

○大場（健）委員

場所は、特養の松川荘から東へ 50m 入ったところですが、面積が 53 m²ということでとても細い土地です。譲受人の祖父がここに家を建てたときに今回の申請地が農地として残ってしまい、今回、相続の手続きをしていた際に、宅地の一部が農地であったことが判明しました。経過報告書も出されているということでありますので、やむを得ないと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、3番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

3番 元大島 1筆 486 m² 畑 所有権移転 住宅

○佐々木委員

場所は、上片桐駅から南西に200mほど進んだところです。譲受人は現在、申請農地の近隣の借家に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭になり住宅用地を探していたところ、この農地が見つかり、学校にも近く駅にも近いので、ここで家を建てて子育てをしたいということで選定されたとのこと。雨水は地下浸透と、北側の水路にも少し流れるところ、水利組合には承認をもらっています。生活雑排水は公共下水道に繋がります。当該地の東側で水稻を栽培している農地があって、今回の申請地のすぐ北側のところにその田んぼに入る水路があるので、工事や出入りの際にはその水路を損傷することがないように、申し添えております。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、4番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

4番 元大島 1筆 636 m² 畑 所有権移転 資材置場・駐車場

○大場（健）委員

場所は、名子原の旧県営住宅裏、2年ほど前に転用申請が出てきて許可された場所の横で、今回の申請地を追加して資材置場・駐車場として使いたいということのようです。西側のところが果樹園になっておりまして、南側のところは農家の方の宅地になっておるんですけれども、それ以外のところはほとんど全部駐車場という形になっておりますので、この農家の方とこの果樹園の方の了解が得られれば、これは駐車場として延長することはやむを得ないかなというふうに思われます。特に問題はないと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○齊藤委員

先日松川町の土地開発公社の方で住宅の造成についてご説明があったときに、ここの一角についても県営住宅団地の跡地を含めて造成計画があるような話があったかと思いますが、今回の申請地は個人で転用して事業をするということで、町としての土地開発公社の計画とはまた変わってくるということで理解してよろしいでしょうか。

○事務局

ご質問いただきました、申請地の裏は以前の県営住宅の跡地で、この部分一帯で利用を計画してお

った計画の内容だったかと思います。町有地をうまく活用しようという計画の中で、この周辺での計画を立てているところかと思いますが、こういった転用が進んでくれば別途また計画の練り直しが必要になってくるかと思うので、また確認をさせていただきながら、報告をさせていただきます。

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、5番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

5番 元大島 1筆 408 m² 畑 賃借権設定 事務所・駐車場

○米山（広）委員

場所は、153号線藤森信号から旧道南側の方へ200mほど入った場所になります。今現在既存の事業所として工場としてやっておりますが、事業拡大のため隣の畑地を借りてさらにここに事務所等を設けたいということになっております。既存の事業所の方にトイレその他ありますので、ここではあくまでも作業として使うということになっております。ただし、周りが全て住宅地でありますので騒音等に関しては周りの他住宅地から許可を取るようにも申し添えてあります。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、6番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

6番 元大島 1筆 331 m² 畑 所有権移転 管理事務所・資材置場・駐車場

○大場（健）委員

場所は、電子企業の大道を挟んだ北側ということになります。譲受人は上片桐に本社があって、大島の仕事がいぶ増えてきて資材置き場を探していたところ、当該地を用地として選定したということで、ここに資材置場を作りたいということでありました。トイレは、仮設のものを置くということのようであります。特に問題はないように思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、7番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

7番 生田 1筆 276 m² 田 所有権移転 駐車場

○米山（孝）委員

場所は、生田郵便局から北東に向け 150m ほど進んだところです。譲渡人の父の代から、申請地が一部駐車場となっており、今回取得するにあたりその状況を是正するため、今回の申請となっています。現地を確認し、申請者は理容室を営んでおりますが、駐車場が自宅近くにはないという事情です。経過報告もいただいており、駐車場は撤去できないということで、やむを得ないと思います。なお、グリーン地帯として残っているところは、農地として有効利用していただきたいとの旨も伝えてあります。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、8番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

8番 元大島 1筆 255 m² 田 所有権移転 住宅

○北沢委員

場所は、県道から、松川と高森の境の川を西側に上っていったところの三角の農地です。この方は、もう足かけ何年もかけて何でも増野のどこかに住宅を建てたいと探しまして、結局ここに決めて住宅を建てることになりました。お隣の隣人の了解は得ておりますし、雨水は地下浸透、生活雑排水は浄化槽を通して川へ放流するということです。住宅を建て、来てくれてからは自治会には入っていただけのことですので、ありがたいお話だと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、9番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

9 番 元大島 3 筆 計 808 m² 畑 所有権 貸駐車場

○赤羽目委員

場所は、地図の真ん中にある交差点が松川と高森の境にある山吹の信号になりますが、その付近の広域農道沿いになります。この案件は、譲受人が譲渡人と、譲受人からの借主となる運送会社、双方から相談を受けて、譲受人が計画している事業になります。譲渡人はもう高齢のため農業を続けることもできなく、後継者もないとのことで、売り先を探していたということです。譲受人からの借主は、運送会社で 2024 問題によってドライバーを増員することによって、トラックの駐車場が必要になったということで、広い駐車場を探しておりました。この場所はフルーツライン沿い、松川のインターチェンジから近いということで、物流のための条件としてはいいということで、この土地を選んでおります。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第 2 号は以上です。

議案第 3 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定（ 7 件）

所有権移転（ 2 件）

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○会長

よろしいですか。こちらは届出案件になりますので議決はありません。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

②事務局からの協議事項

・令和 6 年度 遊休農地面積について

[資料 No. 1]

・農業関係補助金について

[資料 No. 2]

(6) 営農支援センターから

- (7) 南信州農業農村支援センターから
・栽培環境等について情報共有

(8) 閉会 一下井課長 閉会—

以上 会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

12 番 _____ 印

13 番 _____ 印